



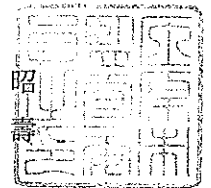
庄原市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助
団体等監査に係る監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により別紙のと
おり公表する。

平成23年3月23日

庄原市監査委員
同

藤原公峯
名越峯



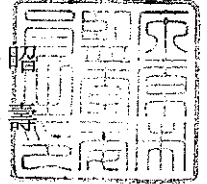


庄 監 第 63 号

平成 23 年 3 月 23 日

庄原市長 滝口 季彦 様

庄原市監査委員 藤原 公昭
同 名越 峯壽



平成 22 年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

なお、同条第 12 項の規定により、改善措置を講じられた場合は、速やかに通知してください。

平成 22 年度

監 査 結 果 報 告

（ 財 政 援 助 団 体 等 監 査 ）

平成 23 年 3 月

庄 原 市 監 査 委 員

1 監査の対象

平成 22 年度定期監査においては、本庁 6 課及び高野支所 4 室を対象に監査を実施したものであるが、これに関連して次に掲げる団体を対象に、財政援助団体等監査を実施した。

補助金交付団体については、平成 21 年度に執行された補助金に係る出納その他の事務を対象に監査を実施した。

また、公の施設の管理団体については、公の施設の管理に係る出納その他の事務を対象に監査を実施した。

(1) 補助金交付団体

ア 補助事業者：比婆郡高野町土地改良区

イ 補助金名：比婆郡高野町土地改良区運営事業補助金

ウ 補助金交付額：4,596,000 円

エ 所 管 室：高野支所環境建設室

(2) 公の施設の管理団体

ア 指定管理者：社会福祉法人庄原市社会福祉協議会

イ 指定管理施設：庄原市たかの温泉神之瀬の湯

ウ 指定管理料：10,126,927 円

エ 所 管 室：高野支所市民生活室

2 監査の期間

平成 23 年 1 月 28 日から平成 23 年 3 月 14 日まで

3 監査の目的及び方法等

団体の事務並びに団体を所管する室の事務が、関係法規、経理規程等に基づき適正に執行されているか、補助金は補助目的、交付条件等に基づき適正に執行されているか、公の施設の管理は基本協定、年度協定等に基づき適正に執行されているかを検証することを目的として監査を実施した。

監査の方法は、団体及び所管する室から提出された関係書類を監査し、平成 23 年 2 月 25 日に高野支所において関係者からの聴取により実施した。

4 監査の結果

団体の事務並びに団体を所管する室の事務のうち、改善、検討を必要とするものについては、以下のとおりであるので、団体を所管する室は、団体への指導等の適切な措置を講じるとともに、団体においては室の指導等に応じた適切な措置を講じられたい。

(補助金交付団体)

[比婆郡高野町土地改良区]

(1) 経理事務について (団体に対するもの)

特別会計の通帳解約に伴う諸収入 277 円及び繰越金 460,056 円の収入命令書が、作成されていなかった。団体自らが制定されている土地改良区会計細則に基づき、全ての収入について、収入命令書を作成されたい。

金銭出納簿には、収入命令及び支出命令番号、収入科目(款、項)を記載されたい。

また、使用済の会計主要簿には、理事長、会計担当理事、会計主任、監事の氏名を記載し、押印されたい。

(2) 会計担当理事について (団体に対するもの)

収支決算書及び財産目録の作成、理事長へ決算書等の提出を担当する会計担当理事が、設置されていなかった。土地改良区会計細則に基づき、会計担当理事を設置されたい。

(3) 補助金の支出について (所管室に対するもの)

会計規則に基づき、年度途中で補助金を概算払で支出し、債務確定後に精算をしているが、概算払は会計年度独立の原則の例外とならないため、会計上の精算手続きは年度内に行われたい。

(4) 要綱の制定について (所管室に対するもの)

継続的な補助金と考えられるため、他の土地改良区に対する補助事業との整合性、統一性等を勘案する中で、補助目的等を明確にした補助金交付要綱の制定について検討されたい。

(公の施設の管理団体)

[社会福祉法人庄原市社会福祉協議会]

(1) 事業計画書について (団体に対するもの)

事業年度ごとに事業計画書を作成していなかったもので、基本協定に基づき事業計画書を作成し、市へ提出されたい。

(2) 管理施設の修繕について (団体及び所管室に対するもの)

1 事業年度における修繕費の累積額が年度協定に定める額を超える場合、それ以降の修繕については、その都度、市と協議のうえ実施することとなっているが、口頭協議により一部の修繕が実施されていた。基本協定に基づき、書面により協議のうえ実施されたい。

(3) 業務実施状況の確認について（所管室に対するもの）

指定管理施設の管理の適正を期するためにも、各事業年度において基本協定に基づき業務と経理の実施状況の現地確認に努められ、是正すべき点は改めるよう指定管理者を指導されたい。